

## 伊丹税務署からのお知らせ

### ● 11月11日～17日は「税を考える週間」 ●

「少子・高齢社会と税」をテーマとして、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）で税情報を提供するほか、町内の小学5・6年生の皆さんが作成した「税に関する書道・ポスター展」を次のとおり開催します。

国や地方を支える「税」について、ぜひこの機会に考えてみましょう。

**とき** 11月16日（金）～同20日（火）

**ところ** ジャスコ猪名川店3階

### ● 国税電子申告・納税システム（e-Tax）のご利用を ●

e-Taxは、国税に関する各種手続き（所得税・法人税・消費税・酒税および印紙税の申告、全税目の納税、申請や届出など）を自宅やオフィスからインターネットなどを通じて行うことができ、利用回数の多い手続きには便利です。個人の方は、①HPからカンタン申告、②最高5,000円の税額控除、③添付書類が提出不要など更に便利で利用しやすくなりました。なお、ご利用には住基カードの作成（500円）と公的個人認証（500円）の申請が必要です。住基カードの作成には、約2週間要しますので、お早めに申請ください。

住基カード・公的個人認証についての問い合わせは、住民生活課（766-8700）へ。

### ● 源泉所得税年末調整説明会 ●

| とき                    | ところ                   |
|-----------------------|-----------------------|
| 11月26日（月）<br>午後2時～同4時 | いたみホール<br>伊丹市宮ノ前1-1-3 |
| 11月27日（火）<br>午後2時～同4時 | みつなかホール<br>川西市小花2-7-2 |

※会場には駐車場がありませんので、電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。

### ● 決算説明会・消費税等個別相談会 ●

**とき** 12月6日（木）決算説明会＝午後1時30分～同3時20分、消費税等個別相談会＝午後3時20分～同4時

**ところ** 中央公民館（生涯学習センター内）

**持ち物** 筆記用具、電卓などを持参してください。説明資料は当日配付します。

### ● 所得税・消費税・贈与税の確定申告相談会 ●

伊丹税務署庁舎内では、1月23日から3月17日の間、申告相談は行いませんのでご注意ください。

| 会場                                        | 開設期間                                      |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| アステホール（川西市栄町25-1<br>アステ川西6階）              | 平成20年2月5日（火）<br>～同年2月29日（金）<br>（2月19日は除く） |
| 伊丹市立産業・情報センター<br>（伊丹市宮ノ前2-2-2<br>伊丹商工プラザ） | 平成20年1月23日（水）<br>～同年3月17日（月）              |

※不動産の売却などの所得や贈与税に関するご相談は「伊丹市立産業・情報センター」で行います。

※「アステホール」は、給与および年金所得者のみの相談となります。

**問い合わせは、伊丹税務署（779-6121）へ。**

## 虐待のサインを見のがさないで！

### ～11月は児童虐待防止推進月間～

子ども達が健やかに育つためにあってはならない虐待。子どもの様子がおかしいなど少しでも気になることがある場合は、関係機関に連絡してください。地域の皆さんが虐待に関心を持つことが虐待の早期発見・予防につながります。問い合わせは、福祉課（766-8701）へ。



▲子どもの笑顔は私達の宝物

児童虐待は、子ども達や身体に、はかりしれない深い傷を残します。保護者がしつけとして行っていることも、子どもにとって有害ならそれは虐待です。大人には子どもをケアする責任と義務があります。虐待のサインを見のがさないよう、地域の子どものみんので守りましょう。

### 虐待早期発見のためのチェックポイント

皆さんの周辺で、次のような状況の子どもや親を見かけたら、様子を見ていただき、必要に応じて関係機関に連絡しましょう。

【子どもの状況】

- ▼不自然な外傷・打撲・骨折・火傷がある
- ▼衣服が不潔、季節に合わない服装などをしている
- ▼家に帰りがたがらない
- ▼表情が乏しい・おどおどしている
- ▼いつもお腹を空かせている
- ▼【親の状況】
- ▼子どもの扱いが不自然（泣いてもあやさない・かわりが少ない）
- ▼子どもに対し拒否的な発言

▼医療の拒否・受診の遅れ

虐待と思われる場合は速やかに連絡を

- ◎猪名川町福祉課 766・8701
- ◎川西こども家庭センター 756・6633
- ◎宝塚健康福祉事務所福祉課 0797・83・3143
- ◎児童虐待24時間ホットライン 0798・74・9119

### 河野清さんが危険業務従事者叙勲を受章

危険性の高い業務に永年たずさわったとして、河野清さん（松尾台・64歳）に「瑞宝単光章」が授与されました。



河野さんは昭和39年に川西市消防本部に採用され、永年にわたり献身的な消防活動を行われました。昭和59年から5年間は、北消防署予防係長として、事業所や住民への防火指導に尽力されました。また、消防大学校で救急過程を修め、救急車の正しい利用法や、家庭内における応急処置の普及に尽されました。

### 秋の火災予防運動を実施！

11月9日（金）から同15日（木）までの間「火は見てる あなたが離れる その時を」をスローガンに秋の火災予防運動を実施します。

全国における住宅火災による死者数が、平成15年から4年連続で1,000人を越えるという極めて深刻な状況になっています。この運動を契機に、火の取り扱いに十分注意し火事を起こさないようにしましょう。

問い合わせは、消防本部（766-0119）へ。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

#### 《3つの習慣》

寝たばこは、絶対やめる。

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 《4つの対策》

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

寝具・衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



消費生活の  
アドバイス

>174<

### 話の「うのみ」は要注意 無料点検商法

《事例》玄関先に「こんにちは！近々〇〇さん宅に工事に入ります。今、近くに屋根の専門家の先生がいるので、ついだからお宅も無料で点検してあげます」といって業者が訪ねてきた。家も古くなり気になっていたし、何より知り合いの〇〇さんが契約した業者と言うので安心して依頼した。専門家の先生は瓦の傷みなどを指摘し「今のところ雨漏りは大丈夫と思うが、台風などで大雨が降ったら屋根裏に水が回る恐れがある。回ってからは大工事になる。今年のように家の軒先は台風が多い」などと言われたので心配になり契約した。偶然、〇〇さんに会ったので聞いたところ、「契約はしていない。我が家も点検後、同じことを言われた」と聞き、業者に対し不信感が沸いた。工事は始まっているが、やめたい。

《回答》訪問販売業者の中には事例のように「近くで工事している」「無料で点検してあげる」と近づき、このままでは大変なことになると不安がらせ契約を迫る業者もいます。契約を急がせる業者にも注意です。他の業者にも意見を聞き契約する前には必ずあい見積もりを取り、冷静に業者を選びましょう。契約する時は一人で決めずに家族や友人、知人に相談しましょう。また、契約したがやめたいと思ったならあきらめないでクーリング・オフ制度を利用しましょう。

クーリング・オフ制度とは、訪問販売や電話などで勧誘され、冷静な判断ができなまま契約を結んでしまった場合、一定期間内であれば契約を無条件で解除できる制度です。クーリング・オフ期間内（一般的には8日）であれば今回のように工事が始まっていても、また終わっていたとしても代金を支払う必要はありません。事例のケースでは契約してから8日以内でしたのでクーリング・オフをするように助言しました。

《クーリング・オフの方法》契約（申込み）書を受領した日を含め8日以内に葉書に契約を解除する旨を書き、配達記録郵便で出します。（証拠として葉書の裏表を必ずコピーする）消印有効ですので業者に着が遅れても大丈夫です。

無料の影には必ず営業活動（契約）がついてきます。「いりません」「帰ってください」とはっきり断る勇気が身を守ります。

疑問な点は、消費生活コーナー（766・1111）へ。